

障害者雇用

週20時間未満も算定

厚労省、促進法改正へ

厚生労働省は17日、障害者雇用促進法に基づき企業などに義務付けている法定雇用率に

合の実績を0.5人と算定する方針を固めた。体調が安定しにくい精神障害者のほか、重度身体障害者、重度知的障害者に限って特例

として算定を認める。算定期限は設けない。企業の都合で特例を強いられないよう、障害者本人が望んでいることなどを条件とする。従来は「週の半分に

満たない職業生活は自立とは言わない」として雇用実績に算定してこなかったが、今後は多様な就労ニーズを反映させる。同日の労働政策審議

会障害者雇用分科会（座長 山川隆一・東京大大学院教授）がまとめた意見書に盛り込んだ。特例が適用されると、就労系の障害福祉サービスを利用する

人が、空いた時間で雇用されて働く「雇用と福祉の併用」に弾みがつく。

同分科会は「雇用と福祉の連携」の強化を掲げて議論したが、意見書の内容は小幅な改正事項が目立つ。

就労移行支援事業、就労定着支援事業に従事する支援員には、福祉と雇用の両方に関する基礎的な研修（90分以内）の受講を必須とする。研修の開始時期は未定。障害福祉サービスあり、障害者と雇用契

約を結ぶ就労継続支援A型事業については、雇用率制度から外すことを議論したが、引き続きの検討課題とし、結論を先送りした。

手帳を持たない精神障害者、発達障害者、難病患者を雇用率制度の対象に含めることも同様に引き続きの検討課題とした。

「雇用と福祉の連携」の強化は、2018年夏に発覚した障害者雇用をめぐる中央官庁の水増し問題を機に議論が進んだ。

（福田敏克）

福祉 6/28

記者会見

就労選択支援を創設

もう一つの柱は就労

支援だ。一般就労(雇

用)と就労系障害福祉

サービスの垣根をなく

し、障害者が行き来し

やすいようにする。

その一環として、就

労系の障害福祉サービ

スの利用希望者の就労

能力などを評価する新

サービス「就労選択支

援(仮称)」を創る。

本人に事務作業など

を試行してもらい、ケ

ース会議で強みや弱み

を整理し、本人の選択

を支える。このサービ

スの利用は本人が希望

する場合のみとする。

アセスメントの結

果、企業などでの一般条件付きで認めること
 就労を望み、その能力を法令上明記する。
 のある人はハローワークのほか、報告書は
 基幹相談支援センター
 また、企業での一般の設置、地域生活支援
 就労を始めた障害者が拠点の設置をそれぞれ
 が、空いた時間で就労市町村の努力義務とす
 系障害福祉サービスもることを明記した。
 利用する「併用」は、菊池座長の談話 報
 告書は派手な内容を含
 むものではないが、日
 本の障害者施策を確実
 に前進させる内容を多
 く含むものになったと
 確信している。特筆す
 べきは、雇用と福祉の
 相互乗り入れが一定程
 度進んだことだ。

社会

福祉

R4. 6. 21